

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

令和三年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六一三号山手赤坂線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県福山市三吉町一丁目一番一号

四 事業地

収用の部分

広島県福山市津之郷町大字津之郷字谷尻、字芹田、字サヤ及び字虎松並びに津之郷町大字加屋字馬場、字堂ノ端、字三反田、字羽座間及び字内水越並びに赤坂町大字赤坂字正明寺地内

使用の部分

広島県福山市津之郷町大字津之郷字芹田及び字虎松地内